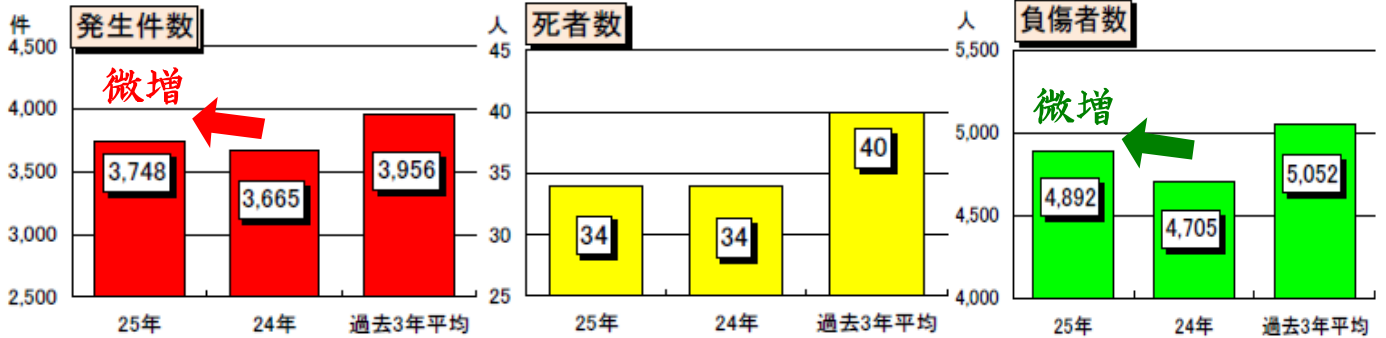




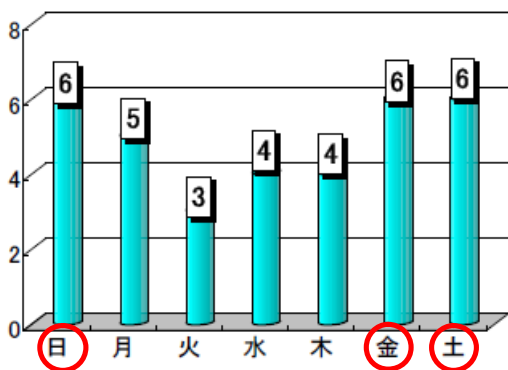
## グラフで見る交通事故発生状況（平成25年6月末）

### 1 県内の交通事故発生状況（前年同時期との比較）

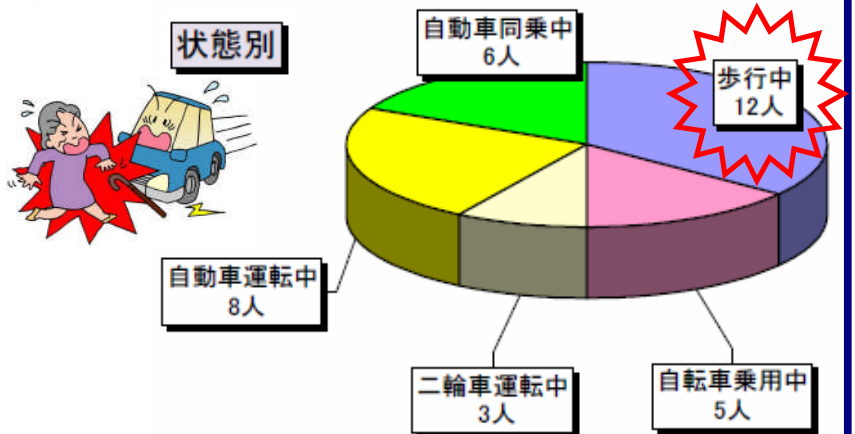


### 2 交通死亡事故の特徴（死者数）

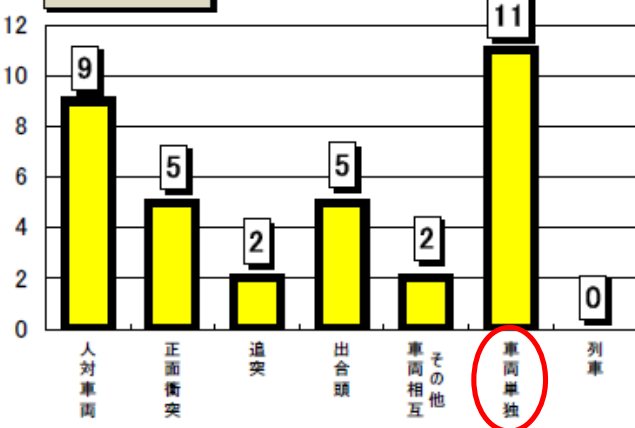
曜日別



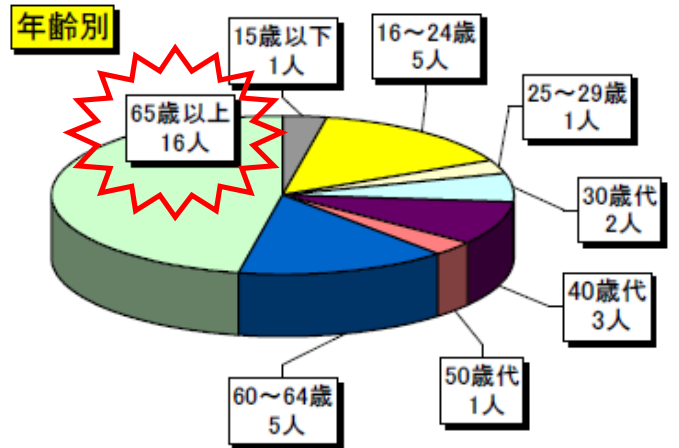
状態別



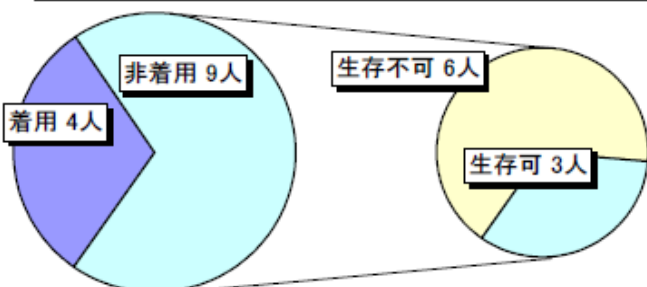
事故類型別



年齢別



自動車乗車中の死者のシートベルト着用状況



※ 生存可とは、非着用のうち着用していれば助かった可能性が推定されるもの  
 生存不可とは、非着用のうち着用していても助からなかったと推定されるもの

# 再認識しましょう



## 横断歩道等における歩行者等の優先

### ★道路交通法第38条第1項

#### ● 横断歩道等に接近する場合の義務

車両等は、横断歩道等に接近する場合、その横断歩道等の直前（停止線の手前）で停止できるような速度で進行しなければならない。（横断歩道等を通ずる際に、その進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除く）

#### ● 横断歩行者等がいる場合の一時停止

車両等は、その進路の前方の横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。

### ★道路交通法第38条第2項

#### ● 側方通過前の一時停止

車両等は、横断歩道等や、またはその手前の直前で停止している車両等がある場合、その停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。（信号のある横断歩道等の場合で、その信号が歩行者や自転車の横断を禁止している場合を除く）

### ★道路交通法第38条第3項

#### ● 横断歩道等の手前での追抜き禁止

車両等は、横断歩道等およびその手前の側端から前に30メートル以内では、前方を進行している他の車両等（軽車両を除く）の側方を通過してその前方に出てはならない。



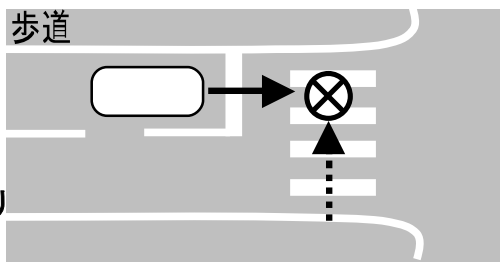
### ちょこっと事故防止アドバイス～過去の事故事例から～

#### 横断歩行者妨害

◆普通乗用（20歳代男性）×歩行者 死亡

#### 運転者は現行犯逮捕！

横断歩道は歩行者が守られるべき安全な場所であればなりません。横断者の有無を必ず確認し、安全に進行してください。



滋賀県警察では、県民の皆様の交通事故防止に役立てるべく、交通安全情報紙「セーフティメール」の配信を行っています。

事業所名・所在地・担当者のお名前・電話番号を明記のうえ、[x0022@police.pref.shiga.jp](mailto:x0022@police.pref.shiga.jp) に送信していただきますと、1ヶ月に1～2回の割合で同メールを配信させていただきますので、事業所内に掲示したり内容を加工して事業所内で再活用するなど交通事故防止にご協力をお願いします。

すでに配信されている皆様につきましては、配信先の拡大にご協力いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室  
TEL 077-522-1231（代表）



平成25年

# セーフティメール 号外3

思いやり運転を...

7月18日



## 交通死亡事故連続発生!

### ◆7月17日・18日に連続発生した交通死亡事故◆

	発生日時	場 所	亡くなった人	事故の状況
1	7/17(水) 夜	甲賀市 新名神高速道路	20歳代女性 2名 軽四乗用	大型貨物が軽四乗用と普通乗用に玉突き <u>追突</u>
2	7/17(水) 昼	野洲市 国道	80歳代女性 自転車	普通乗用が自転車に <u>追突</u>
3	7/18(木) 夜	犬上郡 名神高速道路	30歳代男性 中型貨物	中型貨物が大型貨物に <u>追突</u>

## 7月に入り



## 追突注意!

# 交通死亡事故 8 件発生、9 人が死亡!

### ▼前をしっかりと見て、車間距離を十分とりましょう▼

●前方不注意の要因として考えられるのが、

- \* 居眠り運転していた、ラジオ・ステレオ等を聞いていた・操作していた、雑談や携帯電話を操作していた・メールを見ていた・通話等、その他考え事等の漫然運転
  - \* たばこなどの物を取る・落とす
  - \* 地図・風景・他の車や歩行者などに脇見
- などがあります。

また、十分な車間距離をとっていないと、とっさの対応が出来ず事故に至る危険が増します。

安全運転のために、今一度基本を思い出し、前をしっかりと見て運転しましょう。

## 体調が悪い時は、運転を控えましょう!

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp

